



『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』（略称：MOC・モック）は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。

定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。

毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。

3月研修ご案内

訴額と管轄

訴状の提出は、法律事務員にとって、非常によくある仕事です。にもかかわらず、ベテランになっても、不備のない訴状を準備するというには、難しさを感じることもあるのではないのでしょうか。

スムーズにその後の手続きを進めるためにも、訴額と管轄は、法律事務員として得ておきたい知識の一つです。今回の研修では、訴額と管轄の基本をおさえ、勘違いや間違いをしやすい場面などの確認も行う予定です。

この機会に復習も兼ねて、是非ご参加ください。

令和2年3月27日（金） 18時45分～
横浜合同法律事務所



4月研修ご案内

民法改正

120年ぶりとなる改正民法が、2020年4月1日に施行されます。改正対象は約200項目に及び、業務手順その他に影響が出るものと予想されます。今回の研修会では以下の点に絞り、特に事務局として把握しておくべき事項を中心に、弁護士山口毅大先生をお迎えして、お話ししていただきます。皆様ふるってご参加ください。

<内容（予定）>

- ◆改正債権法の概要・目的・基本的な考え方
- ◆弁護士から事務局に覚えておいてほしい点
- ◆時効と法定利率（数ある改正項目のうちこの点

に絞って解説していただきます）

令和2年4月23日（木） 18時45分～

開港記念会館7号室

弁護士 山口 毅大 先生（川崎合同法律事務所所属）



春の企画ご案内

4月企画「春のBBQ」ご案内

毎年好評企画である春のBBQを開催いたします！

今年は、桜の時季より少し遅めの開催ですが、芽吹き始める緑の中、みんなで美味しいものをいっぱい食べて飲んで話して、楽しいひとときを過ごしましょう♪ご家族やお友達を誘ってのご参加も大歓迎です！

たくさんの方と交流できる絶好の機会ですので、みなさまふるってご参加ください。



なお、今回雨天の場合は、シュラスコ屋に変更する予定です。

申込書や詳しい内容、変更等につきましては、ホームページ及び会員メーリングリストにてご報告いたします。

日 程	令和2年4月18日 土曜日 午前11時～ 順次解散
集 合	相鉄線【二俣川】駅改札前 (遅れる方は直接BBQ場へお越しください。)
会 場	こども自然公園バーベキュー広場(横浜市旭区大池町65-1)
予 算	3000円程度(小学生以下無料)
持ち物	マイ箸・マイコップ(お持ちいただくと便利です!)
※雨天の場合	トラヴェソグリル(中華街のシュラスコ屋) (横浜市中区山下町144チャイナスクエアビル6F)

法全連ご報告

法全連第49回全国交流会 in 福岡に参加して

2019年11月16日・17日、福岡県福岡市で行われた法全連全国交流会に、マリン・オフィス・クラブ(MOC)を代表して初めて参加させていただきました。

今回は、「みんな、どげんしょっと?聞かせてくれんね。法律事務員のお悩み」をテーマに、法律事務員の仕事の悩みなどについて意見交換をしました。

まず、全体会では、来賓の方々のご挨拶・祝電のご紹介、特別報告、基調報告がありました。

全体会の後は、分科会です。

第1分科会：働く環境のお悩み(①, ②)

第2分科会：仕事のお悩(③, ④)

第3分科会：裁判のIT化がやってくるお悩み(⑤)

の3つのテーマ5グループに分かれて行いました。

私は第1分科会の①に参加しました。①グループは、1年の方から40年近くの方まで経験年数が異なる11名と、来賓の平岡先生も参加され、まず、勤務する事務所の規模(弁護士の人数と事務局の人数、事務局の雇用形態の割合等)を含めた自己紹介と、どんな悩みを抱えているかを挙げていきました。

多くの方が挙げたのは、給料やボーナスに関することと業務量のバランスに関することでした。特に、給料に関しては、業績悪化に伴い、ボーナスカットや定期昇給がないといった声が多く挙がりました。都道府県や事務所の規模に関係なく、抱えている悩みはみんな同じなんだと感じました。

2日目の最初は、前日の分科会の続き、そして最後に全体会で各分科会のまとめを発表しました。

第1分科会では、業績悪化が待遇に直結している現状を踏まえ、事務所の業績を把握することで、給与規定やボーナスカットの適正化、弁護士・事務職員双方のモチベーションを上げることにつながるのではないかと、また、有給休暇の取得や業務量と事務員のバランスなど、要望をきちんと声に出していくことも大切ということ意見がまとまりました。

第2分科会、第3分科会でもそれぞれ有意義な話し合いが行われており、第2分



科会の「ミスをするということは仕事をしているということ、ミスを恐れるな、隠すな」、「確認し過ぎることはない」といったベテラン事務員さんのお言葉や、第3分科会の、あまり意識していなかったけれど、もう目前に迫っている、裁判手続のIT化に関する問題など、どれもとても興味深かったです。

2日間を通し、沢山の方と交流でき、また、福岡の実行委員の方々の温かいおもてなしのおかげで、本当に充実した会となりました。参加できて本当に良かったです。

福岡の実行委員の皆様、法全連幹事・事務局の皆様、そしてMOCの皆様、参加させていただきありがとうございました。

(横浜みなとみらい法律事務所 足立季実子)

お知らせ

今月、横浜地裁管内の裁判所の電話番号（一部 FAX 番号も）が順次変更となります。

http://www.courts.go.jp/yokohama/about/osirase/14/Vcms4_00000229.html

具体的な変更内容は、裁判所のホームページに譲りますが、かなり大々的な変更です。

変更時期は裁判所により区々で、①3/9 変更：小田原支部・相模原支部・横須賀支部（※いずれも簡裁含む）、②3/16 変更：本庁民事部以外・横浜簡裁、③3/23 変更：本庁民事部の予定だそうです。

当分の間は、変更前の番号にかけても変更後の番号がアナウンスされるそうですが、変更時期になったらすぐにもアドレス帳を変更した方がいいですね。

蛇足ですが、変更後も本庁の民事部（3民以外）と刑事部の下一桁は部の数と対応してます（2民 8762, 8民 8768, 3刑 8713）。



MOCでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2020年3月 No.174

発行責任者 石綿 香織

連絡先 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー22 階

上大岡法律事務所 事務局 藤本 剛

TEL 045 (840) 2444 FAX 045 (840) 2432

ホームページ <http://moc-lo.net/>